

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 4 ) ( 23. 4 定 )			
日 時	平成 23 年 12 月 12 日 ( 月 )	開 議	午後 1 時 00 分
		閉 会	午後 4 時 21 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、濱本副委員長、成田 ( 祐 ) ・松田・酒井・山口・ 中島・北野・山田各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、水道局・ 総務部・産業港湾部・生活環境部・建設部・教育部・保健所各参事、 保健所長、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田祐樹委員、山口委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が松田委員に、中村委員が成田祐樹委員に、川畑委員が北野委員に、上野委員が山田委員に、林下委員が山口委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

---

○松田委員

◎介護職員処遇改善等臨時特例交付金について

最初に、介護職員処遇改善等臨時特例交付金についてお聞きいたします。

私の友人にも介護の仕事を持っている方もおりますし、また、先日、ある業者の方と懇談した折に、30代の男性で、子供が2人いるという方がいまして、今の仕事の前は介護職員をしていたということでしたので、なぜ転職したのですかと聞いたところ、介護の仕事はきつい上に給料も安くて、とても妻や子を養うことができなかったとのことでした。思い切って転職したおかげで今は何とか生活しているという切実なお話でした。

介護職員は、全産業平均と比較しても離職率が高いとか、人員が不足しているだとか、また賃金が低いということは、厚生労働省も認めていることでございます。このような状況を踏まえ、賃金格差を縮め、雇用を安定させ、人材確保をしていくとの認識から、介護職員の処遇改善を進めていくことを目的として創設されたのが介護職員処遇改善等臨時特例交付金でありますけれども、この事業につきましても、平成24年3月をもって終了するとなっております。今後については、この事業の交付金を継続するのか、報酬をアップさせていくのかということですが、今のところ、まだはっきりしていないということです。

市のホームページには、市内の介護事業所及び介護施設あてに、介護従事者の人数や雇用形態、採用・退職の動向等を把握するとともに、介護報酬改定や介護職員処遇改善交付金による給与改善の状況等について事業所に調査するという内容がありました。予定では、10月中旬に集計し、10月下旬には調査結果をホームページで公表するとあったのですが、ホームページを見ましても調べられなかったものですから、この集計について終わったのかどうかをお聞きします。

○（医療保険）主幹

介護保険課で実施しました介護従事者処遇状況等調査の結果についてですが、調査対象である197事業所のうち194事業所から回答をいただいております。その回答について、疑問点などといったところを事業所に照会するのに手間がかかっていまして、現在は、まだホームページの公表には至っておりませんが、集計作業はほぼ終わっておりますので、今月末には公表できるというふうに考えております。

○松田委員

介護従事者実態調査の集計がほぼまとまっているということであれば、何点かお聞きしたい項目がございます。

まず、平成23年4月1日現在の職員数を、正規、非正規の人数という質問項目がありましたので、その点についてお示しください。

○（医療保険）主幹

平成23年4月1日現在の正規職員、非正規職員の内訳ですけれども、正規職員は2,165人、非正規職員は1,042人

で、合わせて3,207人となっております。

○松田委員

この項目の中に、昨年1年間で退職した人数、そのうち勤続3年未満の者は何人いたのかという設問があります。転職や離職が多いということからの設問だと思うのですけれども、これについてもお示しいただきたいと思います。

○（医療保険）主幹

昨年1年間の退職者は、合計で626人でありまして、全体の職員数に対する割合は20.8パーセントとなっております。そのうち経験3年未満で退職された方は421人で、退職された職員の67.3パーセントになっております。

○松田委員

626人で20.8パーセントということは、大体5人に1人が退職している。また、421人が勤続3年未満ということで、これからというときにやめてしまっている方がいるという実態だと思います。

次に、処遇改善交付金による給与改善の取組をした事業所の数についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）主幹

処遇改善交付金により職員の給与改善等に取り組んだ事業所の数ですが、処遇改善交付金は事業所すべてが対象になるわけではなく、看護師やケアマネジャーが対象にならないものですから、全体の事業所のうち45か所が除かれます。

処遇改善交付金で取組をした事業所は、149か所中126か所となっております、その内容は、昇給とベースアップ、あとは手当の新設、それから一時金の支給などとなっております。

○松田委員

事業所独自で処遇改善交付金によらない改善、取組をしたという項目もありますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○（医療保険）主幹

処遇改善交付金によらないで、平成21年4月から独自の取組、給与改善を行った事業所は、全部で126か所あります。内容につきましては、定期昇給ですとかベースアップ、手当の新設、あと非正規職員を正規職員に登用などがあります。

○松田委員

調査票の最後に、処遇改善交付金を継続したほうがいいのか、介護報酬を改定したほうがいいのかという設問もありましたが、それに対する事業所からの回答はどのようになっているのでしょうか。

○（医療保険）主幹

処遇改善交付金が終わった後の事業所の考え方についてもアンケートをしております、介護報酬に組み入れて増額してほしいという事業所が76か所、処遇改善交付金をそのまま続けてほしいという事業所が56か所、あとはその他の意見や無記入という内容となっております。

○松田委員

この設問は、事業所からの要望ということなので、今、答弁をいただいたのは、事業所の考えだと思います。介護の関係については、小樽市独自でどうこうできる問題ではないと思いますが、これを受けた上で、小樽市としての考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○（医療保険）主幹

介護職員の賃金につきましては、一般的に全産業と比べてもかなり低いと言われております。最近の調査では、全産業の平均が32万円であるのに対して介護職員は21万円ということで、かなり差がある実態です。

市としましても、介護職員の処遇改善は必要というふうに考えまして、全国市長会を通じて、介護職員の処遇改善交付金が恒久的な措置となるように、また対象とならない職種もありますので、すべての職種が対象になるよう

に要望しております。

**○松田委員**

調査の集計が終わったらホームページに載せていただけるということですので、よろしくお願いいたします。

**◎家族介護慰労金について**

次に、家族介護慰労金について質問させていただきます。

初日の質問で、要介護 4 と 5 で、なおかつ自宅で介護している方の人数をお聞きしました。そして、要介護 4 と 5 であっても、家族の意向で特別養護老人ホーム等の入所を希望しないで、あくまでも自宅で介護をすると決めている方もいるともお聞きしました。

介護をしている方の御苦労というのは本当に大きいものだと思います。市の制度として、要介護 4 又は 5 と認定された方を自宅で介護している同居の家族に対し、慰労金を支給する制度があると思いますけれども、今年度は何人の方に支給されたのか、お示しいただきたいと思います。

**○（医療保険）介護保険課長**

家族介護慰労金の御質問ですが、要介護 4、5 で、1 年間介護保険のサービスを利用していない、かつ長期の入院をしていない方で、市民税が非課税の世帯が対象となります。

平成 22 年度に利用した方は 1 件で、10 万円でございますが、23 年度は、現在で 2 件、20 万円の支出となっております。

**○松田委員**

昨年度は 1 人、今年度は 2 人と、あまりにも少ないように思いますが、この制度について市民の方には広く周知されているのでしょうか。

**○（医療保険）介護保険課長**

件数が少ないという御指摘でございますが、実は毎年 4 月の広報おたると「よくわかる介護保険」というパンフレット、これは 3 年に 1 度改正がありますので、全戸配布をしております。その中で家族介護慰労金の説明をさせていただいているのですが、過去 5 年間でゼロ又は 1 件という数を見ますと、広報おたるやパンフレットでの周知には限界があるというふうに認識しております。実は、昨年から課内において、家族介護慰労金についての何かいい方法はないかという協議をしております。対象となる方に市から勧奨するのが一番いい方法ではないかということで、いろいろと研究をしているところでございます。

これには、市民税の税情報、医療の情報、介護の情報という三つの情報を一つにして対象者を把握しなければならないので、このやり方に少し時間がかかっているところでございますが、市民の方にこの制度を利用いただくためには、勧奨という方法をとるということで、課内でも課題認識をしておりますので、何とか勧奨できるシステムをつくりたいというふうに考えております。

**○松田委員**

人数が少ない理由には、支給要件がかなり厳しいということもあると思います。介護認定を受けていることが大前提になっていると思うのですが、介護認定を受けるとのこと自体、介護サービスを受けたいから介護認定を受けるのではないかという気がいたします。

また、この支給要件をもう少し緩和することはできないのでしょうか。

**○（医療保険）介護保険課長**

支給要件には、要介護 4、5 で、在宅介護で介護サービスを使っていない、入院していない、市民税非課税と 3 本の要素があります。そもそもこのサービスが始まったのは平成 13 年ですが、在宅で何もサービスを使わずに重度の方を介護している家族に対しての慰労の意味を込めてのお見舞金になりますので、重度の判定というのが何なのかといったときに、介護の分野では要介護 4 とか 5 が重度だろうという中で、ある一定程度の線引きをしております。

す。

今後、市民税非課税ですとか、入院している方はだめという要件も、今、委員の言われるように、入院していれば、その間は、家族が在宅での介護をしていないという厳しい条件になっております。要件自体は市の要綱に定められている要件なものですから、見直し等を含めて今後少し検討してまいりたいというふうに考えます。

○松田委員

御検討方よろしくお願いたします。

◎緊急通報システムについて

次に、緊急通報システムについてお聞きします。

予想をはるかに超える少子高齢化を迎え、ひとり暮らしをせざるを得なくなった方も増えております。そして、ひとり暮らしの方は、年齢を重ねるほどに不安な気持ちを募らせているのではないかと思います。ましてや、持病を持った方であればなおさらでございます。

ひとり暮らしの方が緊急を要したときに、外部と連絡がとれる緊急通報システムがあると聞いておりますので、その制度について、どういう内容のものなのか、少し詳しくお聞かせいただきたいと思ひます。

○（医療保険）介護保険課長

緊急通報システムの内容についてでございますが、独居や高齢者世帯、心臓疾患や高血圧などの慢性疾患を持っていて、常時注意が必要な方が対象となります。

小樽市は、65歳以上の方に緊急通報システムの設置費の助成をしております。上限が1万円で、ほとんどの方は、NTTの「シルバーホンあんしん」という緊急通報システムを設置しているようです。というのも、月々の利用料は御本人が負担するものなので、経費が一番安いということで、9割以上の方はNTTのシルバーホンあんしんをつけている状況があります。

○松田委員

年間の申請件数は、どのくらいありますか。

○（医療保険）介護保険課長

過去3年間の申込件数を述べさせていただきます。平成20年が24件、21年が21件、22年が33件となっております。

○松田委員

このシステムを設置後、実際に緊急だという要請をした方いるかどうかについては、押さえていますか。

○（医療保険）介護保険課長

このシステムと市とのかかわりは、あくまでも設置費の助成をする制度でありまして、設置した後に、その方が緊急のシステムを利用して要請したかどうかというのは、市では把握しておりません。NTTにも問い合わせしてみたのですが、NTTでも、その部分についてはわからないということでございました。

○松田委員

◎高額医療・高額介護合算療養費制度について

次に、高額医療・高額介護合算療養費制度が平成20年度から始まったように聞いております。この合算制度の受けるまでの流れをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○（医療保険）介護保険課長

高額医療・高額介護合算制度の受けるまでの流れでございますが、まず医療保険者から対象者の方に勧奨通知があります。医療と介護の合算となりますと、年齢が75歳以上の方が多いものですから、通常は後期高齢者医療広域連合から対象者の方に勧奨通知があり、対象者の方は、市町村の後期高齢者医療制度の窓口申請する形になります。この際に、後期高齢の窓口申請したもので介護保険の申請もしたこととみなしますので、申請は後期高齢の窓口だけになります。その後、広域連合から決定通知が御本人のところに行きます。それと同時に、広域連合は、

国保連合会に情報を流します。国保連合会から小樽市の介護保険課に情報が流れてきまして、介護保険課で支給分を決定し、口座に振り込む形になります。

今年度の例をとりますと、平成22年8月1日から23年7月31日の1年分の申請をしていただく形になります。今のスケジュールですと、来年2月ぐらいに広域連合から勸奨の通知が行く形になりますので、実際に介護の支払は、3月から4月に支払うような形になります。

○松田委員

今の答弁を聞くと、介護サービス分については、御本人が何もしなくても合算のお金は戻ってくるのことでありますが、現実にお金が戻ってくるのはかなり後になってからです。国保連合会からの通知が来てから支払われるのことでありますが、もしもの話ですけれども、その間にその方がお亡くなりになったときには、そのお金はどういうふうになるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

基本的に口座が使用できれば、その口座に振り込まれますけれども、恐らく凍結されて口座に入らない形になると思いますので、そのときには遺族の方にお知らせするという形になります。

○松田委員

現実に、この支給を受けた人数を押さえていたらお示していただきたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

制度ができたのが平成21年度になりますので、21年度の決算は546件で2,092万円、22年度の決算が1,512件で4,743万9,000円になっております。

○松田委員

市にはいろいろな助成制度だとか、申請をすればお金が戻ってくるというような各種制度がありますが、よく私たちが市民の方から言われるのは、そういう制度があることを全然知らなかった、教えてくれればよかったのということがあります。先ほども申しましたけれども、こういったことでいろいろな制度について広く市民にわかりやすいよう、周知徹底に今後も努力していただければと思います。

◎消防の広域化について

次に、消防本部の統合計画について質問いたします。

先日新聞報道を見て、実はびっくりしました。それは、消防や救急搬送の合理化を図るため、国が進める消防本部を統合する計画が難航しているという内容でした。道内の68の消防本部を22にまとめる計画があるようですが、これまでに実現したのは1か所だけという報道でした。消防本部を統合する計画があることすら知らなかったというのは本当に恥ずかしい限りなのですけれども、最初にこの統合計画について、目的など、わかる範囲内でお示しいただきたいと思います。

○（消防）総務課長

消防の広域化をなぜ行わなければならないか、またその理由、目的でございますが、総務省消防庁では、近年の災害、事故が多様化又は大規模化していること、また都市構造が複雑化していることなどを受けまして、消防がその変化に的確に対応すべきであるということを考えております。

しかしながら、小規模な消防本部におきましては、出動態勢や保有する消防車両、また専門的な職員の確保などに限界がございまして、組織管理や財政運営面で非常に厳しい状況下にあることから、消防体制が必ずしも十分でない状況にあるとさせていただきます。

消防の広域化の目的でございますが、一つの消防本部の管轄人口をおよそ30万人の規模にすることによりまして実現します行財政上のさまざまなスケールメリットを利用しまして、市民サービスの向上を図ることが目的とされております。

○松田委員

統合を進めるための窓口はどこになるのでしょうか。

○（消防）総務課長

後志圏の消防広域化の協議につきましては、小樽市、北後志、岩内・寿都、羊蹄山ろく、以上の四つの消防本部により行われておりますが、平成20年9月に、4消防本部におきます事務担当者による検討会議を設置しております。本市が事務局を担当しており、北海道や関係機関などの調整や連絡の窓口となっております。

○松田委員

統合計画が進んでいないということですが、進まない課題として考えられることには、どのようなことがあるのでしょうか。

○（消防）総務課長

消防の広域化が全道的に進んでいない理由につきましては、各地域の実情により異なる課題も幾つかございますが、共通的な課題といたしましては、各消防本部がそれぞれ自分たちの必要な資機材又は車両、人件費などをそれぞれの市町村が負担する、いわゆる組合消防の自賄い方式の解消が非常に困難であるというのが一つございます。

それから、広域化に向けて、また広域化後の経費の負担割合についての考え方に相違があるというのが二つ目でございます。

また、三つ目といたしましては、広域化後の消防本部の位置や消防署所、職員の配置、車両の配置方法などについてそれぞれの消防本部で食い違いがあるということが、広域化の進んでいない主な理由とされております。

○松田委員

先ほどの答弁では、4本部が統合するという計画だということですが、統合がなされた場合には、小樽市としてどのような影響が考えられますか。

○（消防）総務課長

仮に本市が、北海道の計画に基づきます広域化を実現した場合というお話になりますが、少なからず影響があるものではないかと現在は考えております。主な内容につきましては、広域化後の消防本部における行政サービスの均一化ですとか向上のためには、資格者が少ない消防の区域に本市の職員を異動させまして、新たな消防体制を構築する必要があるということは考えております。そういった中で、本市の職員を本市以外の区域に異動などで派遣した場合に、現在の本市における消防力を維持したままそういう措置ができるのか、ちょっと困難ではないかと考えております。

また、広域化後の行政区域でございますが、現在の小樽市の約243平方キロメートルから約4,300平方キロメートルになります。この面積は、石川県や山梨県とほぼ同じ面積になり、非常に広範囲となりますので、市民サービスの低下を招くことにならないかなど、幾つかの影響があるものと考えております。

○松田委員

計画についてですけれども、いつまでに統合させるつもりなのか、その予定と現在までの状況についてお示しいただきたいと思っております。

○（消防）総務課長

広域化の期限と現在の進捗状況でございますが、国が示しております基本指針及び北海道消防広域化推進計画によりますと、消防の広域化の期限は平成24年度末までに実現することとされております。

また、現在の進捗状況でございますが、これまで後志圏におきましては、担当者による検討会議を計8回開催しております。平成24年度末までの消防の広域化の可否について整理をしております。各市町村における方向性を確認する必要があるということで、現在、協議を継続しているところでございます。

なお、今後につきましては、本市における消防の広域化について、庁内で一定の結論がまとまり次第、報告させ

ていただきたいと考えております。

#### ○松田委員

消防につきましては、今後、防災の部分だとか、いろいろと重要な役割を果たすところだと思います。いろいろな課題もありますでしょうけれども、よろしく願いいたします。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

#### ○山口委員

##### ◎市内経済の現状と財政運営の見通しについて

代表質問では、特に小樽市の財政事情に触れながら、今後、将来に向けてどういうふうにも本市の展開をしていくか、私は常にそういうことを考えて質問や提案をさせていただいております。財政当局も同じような考え方を持っているということでしたけれども、要するに累積債務は解消したが、50億円を若干超える他会計からの借入れがまだあって、一定の財政再建は、職員の給料の削減や退職者不補充によって職員数を減らし、市民サービスのカットなどを経てようやく一息ついたというお話もさせていただきました。

しかし、きちんと見ますと、そういう努力にもかかわらず、結局のところは、平成21年、22年と国の臨時財政対策債と交付税の積み増しがなかったら達成できていないのです。結局、財政構造がよくなっているかということ、全然よくなっていないわけです。自主財源はどんどん細るし、依存財源で何とかやりくりしているということです。交付税は積み増しになっていますけれども、国が小樽市以上にはるかに四苦八苦しているわけです。いろいろな数字がありますが、国の債務は891兆円という数字が出ています。国債だけでなしに借入金など1,000兆円を超えているという数字を出しているところもあります。そのような状況ですから、いつ地方交付税が削減の憂き目に遭うかわかりません。こうなったときには、一発でまたものもくあみになってしまうわけです。そうなったときに、同じことがもう一回できるかということです。職員数をこれ以上減らせませうか。皆さんは、実態をわかっていると思います。もうぎりぎりではないですか。給与は、当初は7パーセントでしたか、今、人勧が下がってきていますから、実質4パーセント削減ということになっております。ボーナスは復元しましたけれども、そんなことを繰り返していくわけにいかないのではないですか。

もう一つは、財政需要が伸び続けているわけです。民生費は全体の4割にもなっています。だから、人口の減少などで交付税は減らされていくわけですから、自主財源を本当に確保していかないと、これからの自治体運営はできないと思います。私は、行政を8年間ウオッチングさせていただきましたけれども、本当に戦略を立てる部署がどこにあるのかというのが大変疑問です。

本会議でも述べましたけれども、市民所得は、課税ベースでほぼ3割減っているのです。人口は11.4パーセントしか減っていないのです、10年間で。市内経済は、もう3割ぐらい減っています。卸・小売業の実数を見てもそうです。卸業などは、もう31.何パーセントも減っているのです。4,000億円以上あったのが、もう今は3,000億円を切っていますので、商業のまちで、観光がこれだけ隆盛したまちでも落ち続けているわけです。それをどうするかです。

もう一つ心配してずっと申し上げているのは、観光のポテンシャルが落ちてきたということです。これに歯止めがかからなかったら、やりようがありません。今のうちに観光をいかに産業化して、小さな企業を、製造業を助けて、そこに伸びていただいて雇用を確保していただき、税収も上げていくということです。それしか方法はありませんから。どこか大きな企業がどんと来て、固定資産税も入る、従業員も雇っていただけるようなことがあればいいということで、あなた方は、そういう努力をなさってきたのではないですか、銭函の工業団地に誘致するとか。

そういう中で私は、港にも言及させていただきました。まちの姿が変わっていけば、それに合わせて利用のされ



方も変わるべきだと思っているわけです。だから、港について言えば、将来ビジョン懇談会で議論をさせていただいて、初めて市民を交えてやりました。将来、第3ふ頭については、基部も含めてですけれども、いわゆる交流ゾーンとして、ある意味では商業地区として港湾から外して何とかそこを生かしていこうという議論が始まってきたと、私は思っております。

あとは、旧手宮線です。これについても、やっと若干進みつつあり、平成27年度までに、沿線の再生や跡地も含めての事業を終わらせるという答弁もいただいております。これは、我々も協力します。

もう一つは、天狗山です。観光基本計画では、時間消費型の観光に変えて、何とか宿泊率も上げていきたい、経済効果を上げたいという議論がされているのです。いかにそれをするのか。ソフトの事業では、市民の皆さんも一生懸命頑張っているのではないですか。市民の皆さんは、雪あかりの路を一生懸命やっつけたいと思いますけれども、それだけではなく、小樽がらす市も始まりましたし、にしん祭りやおたる産しゃこ祭、今はあんかけ焼きそばも含めて、それは一生懸命です。それをバックアップしていただいておりますけれども、そんなことではとまらないのです。新たな観光の魅力をつくり上げないと、小樽は忘れられていく観光都市になっていると、私は、そう思うのです。

だから、戦略部署は一体どこにあるのかということを知りたいのです。原部原課で抱えてやれることではないのだと思います。まず一番先に、そのことについてどういうふうと考えていらっしゃるのか。今申し上げたような小樽の状況から脱却するために、今後どういう手を打っていくのか。どこの部署が責任を持ってやるのか。そこをまずお聞きしたいと思います。

#### ○（総務）企画政策室長

適切な答弁になるかどうかちょっと自信がありませんが、全庁的に、いろいろな課に複合的にかかわる部分につきましては、企画政策室がこれまでもいろいろとやってきて、調整をさせていただいております。そういう中で、総合計画自体も、当然市の企画部門でそれをまとめたという経過もございます。ですから、その戦略的な部門をどこかという委員の御質問でございますけれども、第一義的には企画政策室が中心になって恐らくやらざるを得ないのだろうし、やっていきたいというふうに思っております。

ただ、そのときに、実際の企画政策室も、現有勢力で戦っているわけですから、できることとできないことを選別しながら、費用対効果も含めて検討しているところでございます。

#### ○山口委員

それでは従来の答弁と一緒に。企画政策室が戦略部門をもっと担っていれば、私はもっときちんと進んでいると思います。結局、昔からのもありまして、例えばマイカルのときはマイカルの専門の部署をつくりましたし、病院だってそうですが、重要な事業については、特別にチームを組んでやってきたわけです。そういう認識がないということを私は言っているわけです。次の戦略を、私はずっと申し上げていますが、特に天狗山などは、観光業界と行政と中央バス本社がやっと取り組んだのです。それも、市から熱心に働きかけをしたわけではないでしょう。要するに基本的な戦略を外部から言われて、市がそれを受けてやりましょうとやってやっているわけです。そんなことでいいのですかと言っているわけです。東日本大震災で大変な影響を受けただけではないことは、ずっと下がってきている数字を見ればわかるでしょう。そういうことをずっと続けていったら、もうパンクします、このまちは。市民も期待を持てるように、何とか行政運営をやっていただかないといけないわけです。夢を持っていただかないといけないわけだし、そういう部分で、ああ変わったなということを見せられるようなことをやらないといけないのです。

#### ◎天狗山観光の推進について

天狗山について具体的に聞きますけれども、せっかくいい計画が出たのです。残念ながら、この天狗山観光推進に向けた提言は全議員には配られていないのです。経済常任委員会の方にだけ配られたみたいです。金額で言うと

小樽市が100万円出して、中央バスも100万円出して、たった200万円でこれだけの企画をつくったのです。ということは、私はパシフィックコンサルタンツがあまり好きではないですけども、彼らはほとんどボランティアでやったということです。プロが入らなかつたら、こんなことは絶対に書けません。これをどうするかです。総額33億円とかの全体事業費になっていますので、すぐできると思いませんし、中央バス単体でもできるかどうかはわかりません。

しかし、本会議で私が言ったのは、この一部でも、山頂だけでもやればすごく変わると言ったのです。例えば、道路の拡幅も入れて、山頂の空中遊歩道と言っていますけれども、10メートルの高さ、100メートルの長さをウッドデッキでやるということです。こういうのも入れて、山頂ハウスも全部壊して新築をして、8億4,000万円ぐらいしかかからないのです、まあ概算ですけども。それだけでもやったら明らかに変わりますから。札幌の人は藻岩山には行かないで、小樽に来ますし、市民もみんな山へ連れて行きます。

スキー場は中央バスがやっていますが、この事業を中央バスに任せておけばいいという話ではないと言ったのです。だから、マイカルにも触れたのです。共産党が中心になって裁判までやりましたけれども、あれだけの事業で、相当な資金がJRに入りました。市の将来にとって重要なものについては、私企業にお金を入れるということを今まではしてきたではないですか。私は、そういうことを、天狗山についてもぜひ市から決断をして一歩進める、中央バスにも決断を迫る、これは市長部局の話ではないのですか。私は、そのくらいの覚悟を持って今始めないと、このまちは、先ほど言ったように、財政構造は非常に悪いわけですから、何とか自主財源を増やしていくことをやらなければいけないわけです。それをするには、今、観光の落ちているブランド力を維持して、さらに高めていくことをやらないとだめなのです。だから、私はしつこく申し上げているわけです。今の体制の企画政策室に任せておいていいのですか。観光振興室だけに任せておいていいのですかと言っているのです。このことについては、どういうふうにお考えになるのか、どういう認識を持っていらっしゃるのかを聞きたいのです。どなたでも結構ですので、お答えください。

#### ○副市長

企画政策室に観光を任せておけないということですが、一応全体の計画は企画政策室でやるということはもう御承知のとおりだと思いますけれども、役割分担してやっております。

確かに、中央バスの計画を、今後、検討していくことになりましたが、観光だけというわけにもいきませんので、財源を見ながら、その計画をどうするかを詰めていきたいと思っておりますので、そこら辺のところは御理解いただきたいと思っております。

#### ○山口委員

ただ、このことについては譲れないのです。今のような答弁では、結局は絵にかいたもちで終わると思います。中央バスの社長は一生懸命です。市も資金を出すので、中央バスも頑張ってくださいという姿勢も含めてしっかり持っていただくという重要な課題だと思っております。具体的なことは答弁していただかなくても結構ですから、最後に、ぜひ市長の答弁をお願いします。

#### ○市長

山口委員の思いというのは、本当に私も同様に感じております。

財政の問題については、委員がおっしゃる以上に私はもっと深刻に考えております。ですから、そうなったときに、第二の夕張市のような財政再建団体になっていいのかという問題があります。財政再建団体になったときには、山口委員がおっしゃるようなことは何一つできなくなります。私の実家がまだ夕張市にありますから、夕張市には始終行っておりますので、よくわかるのです。ですから、私としては、そうならないためには、やはりしっかりとした取組をしていかなければいけないと思っているわけです。

ですから、今、山口委員の話を聞くと、観光問題にはどんどん金を使えと、ほかはもっとおまえら考えろという

ような議論ですけれども……

(「違うよ」と呼ぶ者あり)

私は、観光問題だけに限らず、市民の皆さんの生活であるとか、そういうものも含めてトータル的に考えるのが市長の仕事だというふうに思っておりますので、その思いはよくわかります。

ただ、今、天狗山のことだけについて申し上げますと、私は北海道中央バスの皆さんともいろいろと話をさせていただいております。そして、それについて私自身が、事務レベルでどういうことが一番いいのか、市にとって何がいいのか、市民にとって何がいいのか、そこをしっかりと議論するよにということ今、指示をしているところでございます。

ですから、今日明日ということにはなりません、そう先のことでもないと思いますけれども、しっかりとした形で、事業主の皆さんとも議論しながら、また市民の皆さんともいろいろとお知恵を拝借しながら取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

#### ○山口委員

ちょっと誤解があるようなので、反論させていただきますけれども、私はお金を観光にだけに使えと、今まで言ったことは一回もありません。今回が初めてです。

逆に、寄附条例を提案して、外からお金をつくって、それを何とか若干でも投資的経費に回してほしいという提案をして、実現させていただいたわけ。ですから、まちの声は、ただリストだけをしていけばいいと言っているわけではないのです。戦略的にどこにお金をかけるのかということ、取捨選択をしてやるしかないでしょうというお話をしているにすぎません。

ですから、観光がある意味では主要産業だということは認めたわけですし、そこがだめになったらますます経済は落ちるといことは皆さん共通の認識だと思いますから、そこはしっかり考えていただいて、限られた資金をどのように使うのかというところで、観光という分野を支えるためにぜひ使っていただきたいということを要望して、この件については終わります。

#### ◎新・市民プール建設について

次に、新・市民プールについてです。プールの問題というのは、大変な懸案になっていまして、どこにつくるかということばかりが議論されています。私は、プール建設の行政目的というは一体何なのか、そこがどうも皆さんは議論をされていないので、プールの行政目的は一体何なのかということをお聞かせください。

#### ○副市長

プールは、前期実施計画の中にのっていると思うのですが、まだ、競技用のプールなのか、それとも健康増進のためのプールなのか、まだ議論はしていない段階でございます。

今後、プールをつくるに当たっては、つくるのかつからないのかも含めて、どのような目的でいくのか、その目的によっては補助金も違いますから、資金も違いますし、財源のこともあります。今、稚内市と深川市ですか、プールの財源として、1年間の維持費が5,000万円から7,000万円かかるということで、大変苦労しているところもありますので、それも念頭に置いて、今後どうするか、また詰めていかなければならない課題だと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○山口委員

先走って副市長から答弁いただきましたけれども、こういうことです。要するに、プールというのは教育委員会、文部科学省の管轄なのです。

しかし、小樽駅前にあったときも、実態をいろいろお聞かせいただいていたけれども、高齢者が健康増進のために一生懸命使っているというのが実態だと思ひます。そういうニーズはますます増えています。今、31.5パーセントもの高齢化率でありますけれども、私は昭和22年生まれで団塊の世代のど真ん中ですがけれども、我々の世

代が来年になったらもう65歳になるのです。すると、人口が一番多い層がこれから次々と65歳を迎えていくのです。そういう中で、先ほども申し上げたけれども、民生費はどんどん伸びていくわけですから、これをいかに抑えるかということに、ある意味ではプールの利用というのを生かすということです。これは、いろいろなところで組み込まれていますから、それを念頭に置いてプールの建設をこれからも議論してまいりたいと思いますし、皆さんにも議論していただきたいと思います。

**○委員長**

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

---

**○成田（祐）委員**

**◎学校給食における放射能検査について**

最初に、学校給食についてですが、今は、PEN食器とかのほうに議題が移っていますけれども、改めて本市の給食における放射線、放射能の検査という部分についてお伺いしたいと思います。

桐生市では、10月頭に、給食の野菜からセシウムが検出されたのですが、それは基準値よりも大幅に下回った値だったので、基準値より大分少ないということで、しばらく公表せずについて、つい先日公表されたということで問題になっておりました。

本市では、給食の食材における放射能やセシウムの検査は行われているのでしょうか。

**○（教育）学校給食課長**

現在、給食の食材に係る特別な検査は行っておりません。

**○成田（祐）委員**

北海道は、もともと食材がたくさんとれるということで、今までは北海道産の食材を多く使っていて、そういった部分をあまり気にしなかったということはあるとは思いますが。

ただ、冬になって北海道産の野菜もだんだんとれなくなってきたため、本州の北関東といったところから食材を仕入れなければならないという状況になっていますが、そういった検査をせずに今までと同じようにやっていって果たして大丈夫なのだろうかという問題が出てくるのです。その一方で、北関東産の野菜というところに執着しすぎると、今度は風評被害といった問題も出てきてしまうので、これは非常に難しい問題だと思うのですが、特にそういった食材に関しては、これからの季節は北海道産からシフトされるということも考えて、今後どういった形でそういった検査を行っていくのか、若しくは全く行わないでやっていくのか、どのような方針でされていくのか、お考えをお聞かせ願えますでしょうか。

**○（教育）学校給食課長**

食材の中でも野菜関係などは、今、委員がおっしゃいましたとおり、道内産が供給できる時期については道内産が主要に入ってきております。確かに冬場が近づきますと、本州産の割合も増えてまいりますけれども、現時点での、例えば新光共同調理場の12月当初の部分では、野菜関係は24品ございますが、関東方面は茨城と埼玉の2県で、このうち6品が入っている状況でございます。

今後、どういう考え方で行くのかという部分については、現在、国が規制値を定めて検査結果に基づき、規制値を超える場合は出荷制限を行うという形であります。そういった中で、市場に流通しているものは使用するという考え方でおりますけれども、各県での検査結果などもホームページで公開されたりもしておりますので、そういったものも参考としながら見ているというところがございます。今後もそうした情報収集には努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

**○成田（祐）委員**

どこまでやるのか、全部の食材を毎月やるようになってしまえば切りがない話ではありますが、この部分について

は、やはり避けて通れないような状況になってきていると思います。こういった給食における残留放射能に関しては、各地方議会で議論されている中で、今後、小樽市においても、北海道産の食材を多く使っているから基本的には安心だという部分があると思いますが、ぜひ簡単な検査でもいいので実施していただいて、全く何もやらないまま 2 年、3 年たってから、やはり入っていましたということになると、非常に大変なことになると思うのです。このところだけ非常に注意していただいて、どういう形でもいいので見逃すことのないような形を、今は出荷されているものは基本的には安全だという性善論からのお話をされていますけれども、ぜひそこだけは御注意していただければと思います。

#### ○（教育）学校給食課長

先ほど申し述べたような考え方ではおりますけれども、現在、国の規制値につきましても、厚生労働省でその規制値の見直しが検討されると伺っております。また、札幌市においては、先般、冬期間ですけれども、月 2 回、2 品目の検査を行うということも聞いております。それからまた、道の段階でありますとか他の自治体の動向など、そうした状況をよく見極めてまいりたいというように考えているところでございます。

#### ○成田（祐）委員

多くの品目ではないので、ぜひ今後も注視して見ていただきたいと思います。

#### ◎並行在来線の経営分離について

続いて、北海道新幹線について、先日の総務常任委員会での並行在来線と少し同じような話になってしまうのですが、経営分離について、小樽市は基本的に同意の考えを示しております。その中に経営分離という言葉がありますが、小樽－函館間の切離しというイメージがあまりに先行しすぎていて、経営分離の原則から離れてしまっていると思うのです。

前回の総務常任委員会では、経営分離というのは、基本的に並行しているところ全部だという答弁をいただきましたので、それであれば、並行在来線で経営分離するのは、基本的には札幌－函館間という考えになると思います。そうであれば、もう同意してしまって、札幌－小樽間のいわゆるドル箱路線もこちらによこせというような主張をしていかなければならないと思うのです、そこは筋が通っているわけですから。

経営分離というのが、J R によってもう赤字路線を切り離すというすり込みに負けてはだめです。あくまで経営分離は同意するが、経営分離は札幌－函館間の全部として、黒字の部分全部よこせと。そうしたら、きっと J R は、それはちょっと困るという話になってくるはずです。そこで初めて、そういう変則的な主張をするのだったら、余市まで考えてほしいといった主張をしていかなければ、最初から経営分離イコール小樽から函館なのだという J R のすり込みに乗せられて議論を続けていっては、私ほうまくないと思うのです。あくまでも同意した上で、そういった形で、並行在来線は札幌－函館間を全部よこせと、そうではないのだったらきちんと、しっかり考えてほしいといった交渉をしていくことが大事だと思うのですが、それについての見解をいただけますか。

#### ○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

まず、並行在来線の定義についても一度説明させていただきますが、新幹線と物理的に並行している、若しくは新幹線ができることによって機能が転移する区間であると、国からは聞いております。

認可・着工の流れについては、国土交通省から J R の経営分離区間の考え方を照会して、J R 北海道から同意を得ることが着工に当たっての一つの条件になっています。五つの条件があって、それがその一つになっています。新幹線の運行と在来線の維持という二重の負担を J R に負わせないというふうにするために決められたものでございます。この区間を経営分離することで J R 北海道が同意することになり、沿線自治体もその区間の経営分離について同意する、そういう認可・着工までの流れとなっております。

#### ○成田（祐）委員

J R が二つ路線を負担するのが大変だからというのであれば、同じ話になってしまいますけれども、黒字路線の部分

も並行なのだからこちらで負担します、こちらでやりますというぐらいのことを私は言ってしまうのもいいと思うのです。その部分で、少なくとも余市まで、それから先の区間もありますけれども、塩谷、蘭島という、小樽の中で並行在来線の中で切り離される可能性がある地域があるわけですから、ここを全く考えません、そこから先は知りませんという話にはならないと思うのです。いかに、新幹線に同意しながら J R 北海道から有意義な条件を引き出していくかという話になると思うのです。

函館は、当初、同意を拒否しておりましたけれども、少なくとも道からの賛同を得る形で、そして江差までの区間もこれから残すかどうかという、当初考えられていた見解からは大分違った形で、地元にも有利な交渉をしていると思われまます。

小樽市も、ここで、J R の当初出された方針のとおり、わかりました、もうこれでいきましょうというのではなく、少なくとも塩谷、蘭島の部分も含めた状態で、少しでも有利な条件を引き出しながらの同意をしていくべきではないかと思うのです。今後、そういった切り離される可能性のある地域に関する利便性の確保という部分でどのような交渉をされていくか、方針をお聞かせ願えますか。

#### ○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

そのことにつきましては、昭和27年の新函館、また開業時に経営分離される江差線と同様に、経営分離後のあり方について、北海道を中心として沿線自治体と並行在来線対策協議会が設置されますので、将来的な旅客動向や国の各種支援なども検討して、住民の生活に支障が生じることがないように交通手段を確保するための方策を交渉、検証していかなければならないというように考えております。

#### ○成田（祐）委員

少なくとも今まで御説明いただいた文言の中で、経営分離というのは、赤字だけを離すことだとか、黒字だけを J R に残すということは、たぶん一つも書かれていないと思うのです。ぜひそのところを、ぶれずに交渉していただきたいと思います。

#### ◎新小樽駅の設置場所について

もう一点は、改めて新小樽駅が天神地区に建てられることについて、私は以前からずっと、このような山の中に建てることに何の意味があるのかということをお願いしているのですが、ここが設置場所とされた経緯、経過をもう一度お聞かせ願えますでしょうか。

#### ○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

新幹線駅の決定につきましては、基本的に新幹線の高速走行に対応できるカーブや勾配などの技術面、地形・地質などの自然環境、市街地への影響などを基本要件といたしまして、一定のルールで設定され、その上で駅の設置による地域への効果などが総合的に検討され、決定されております。

新小樽駅を天神に設置することになった経過につきましては、小樽市の市街地には歴史的建造物が多数存在しておりまして、また起伏に富んだまち並みであることなどから、その中に新幹線を通すことによって構造物により地域を分断することになりますので、さらに市街地へのアクセスといったものを考慮して、朝里地区ではなくて、最終的に天神地区に決定されたというように聞いております。

#### ○成田（祐）委員

そのような経緯、経過の中で、前回も本会議等で伺ったのですが、駅の設置場所について議会では全く議論にならなかったということなのです。今までは、天神に建てることに賛成した人も、反対した人も、議事録が何も残っていないとのことなのです。まだ小樽の人口が増えていて、天神地区にどんどんと人口が集結しているという話なら、私も、ではそうかという話になるのですけれども、少なくともそうではないのです。駅には絶対ホテルができるわけですし、どこの新幹線の駅に行っても、近くに何だかスーパーホテルや東横インというような有名なチェーンホテルができるので、これから先、天神地域に駅ができると同様に思われます。そうなりますと、新幹線が通っ

たのはいいのですが、既存の宿泊施設との取り合いが始まってしまいます。今も宿泊施設は、朝里川温泉にも、中心部にもある中で、天神地域にもできたとなると、新しい施設に流れてしまうというような可能性があるわけです。天神地域に駅を設置することが果たしてよいのかどうか、今後よく考えていかなければならないと思うのです。

私は、朝里川温泉地域に駅をつくったらどうだろうかと、そうしたら既存の宿泊施設も全部活用できると思います。当然、自治体が負担して周辺の整備をしなければならないわけです。そうやって朝里川温泉の地域を整備すれば、当然ながら既存の宿泊施設やスキー場など地域全体に相乗効果があると思います。そもそも朝里川温泉に新幹線駅を建てられるのか建てられないのかという質問を以前の委員会でしたときは不可能ではないと、最初はたぶんできないと思っていたけれども、技術が進歩して、今は朝里川温泉に建てることは決して不可能ではないと言うよう答弁が出てきました。

今、新幹線が現実的な話になってきたときに、20年、30年前に決められた駅の場所である天神地域でこのまま進めていって小樽市のためにいいのかどうか、自治体負担がないのだったらいいのですが、負担しなければならないのですから。では、整備するとき一体どこに金をかけて駅をつくるのがいいのか、そういったことを改めて小樽市として道とJRと国に対して、疑問と提案をぶつけていくべきではないかと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

#### ○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

天神地域の駅につきましては、まだ詳細なことが決まっておりません。駅設置に伴い整備する施設等については、これから整理していく課題でありまして、現時点では何も決まっておりません。ある程度の構想はできているのですが、詳細な設計ですとか、そういったものはできておりませんで、それが今後の課題となってくると思います。

#### ○成田（祐）委員

まだ決まっていないのであれば、少なくとも20年先に着工が始まってしまえばだんだん決まってしまうと思うので、本当に主張できるチャンスがあるとしたら今だと思うのです。天神地域につくっても、近くにある店といても、セブンイレブンしかないのです。それこそ朝里川温泉地域につくれば、朝里川温泉スキー場だけでなくキロロにも行けるし、札幌国際スキー場も行き、宿泊施設もあります。またそこに宿泊施設が少しできれば、もっと温泉街が活性化するという話なので悪くない話だと思うのです。まだ決まっていないのであれば、ぜひその部分の検証というか、改めて小樽にとってどのような形で駅を設けるのがいいのか、検討していただきたいと思います。

#### ◎配水管の整備工事費について

最後に、配水管の整備工事費についてお伺いします。

今回の工事は、耐震化などを含めた事業になるのか、お答えいただけますか。

#### ○（水道）管路維持課長

今回の平成23年度の工事につきましては、配水管整備事業の中で老朽管の更新を行っております。それにあわせて、耐震計画に位置づけられている基幹管路などに不具合がありましたら、耐震化を一緒に進めております。

#### ○成田（祐）委員

この度、奥沢ダムの解体など、新たな負担をせざるを得なくなったことによって、市内の配水管の耐震化が今後、予定より遅れるというような影響はあるのでしょうか。

#### ○（水道）管路維持課長

奥沢ダムの関連で、今年度の実施予定の箇所が一部中止になっておりますけれども、中止になった箇所につきましては、耐震化の部分に入っておりませんので、遅れる形にはならないというふうに考えています。

#### ○成田（祐）委員

なぜ今回、耐震化の話をお伺いしたかというのと、以前にも建設常任委員会で質問いたしましたが、今定例会において、新市立病院の予算がつかまして、夜間急病センターもという話になってくるわけですから、医療区域が南小樽から

小樽築港までというようにほぼ確定することになると思います。そこで、その地域の水道管、配水管が耐震化されなくて果たして大丈夫なのか。市立病院調査特別委員会でも何度か質問をしておりますけれども、2日間、3日間は配水管からの水がなくても何とかなんと。でも、震度6とかの大きな地震が来たときに、水が使えなくなったら手術ができないわけです。よくあるのが、病院は耐震化して、箱はしっかり残ったけれども、水が使えなくて病院としての機能が非常に劣ったと、本当の箱物でしかなかったという部分がほかのまちではあったそうです。

ですから、今後、南小樽から築港地域にかけての配水管の耐震化、特に配水池から医療施設近辺への水道をしっかり確保してほしいということで、優先順位を高くして、ぜひやっていただきたいと思うのですが、それについても一度改めて御見解をお聞かせ願えますでしょうか。

#### ○(水道) 管路維持課長

耐震化を優先的にやるべきではないかという御質問であります。

医療施設への配水池というのが、実は入船地区にございます。この入船地区の配水池から医療施設までの区間というのは、一部耐震化を実施している箇所もございますが、まだ老朽管が残っている箇所もあります。この区間につきましては、私どもの水道耐震化計画でも、災害時の基幹病院の収容施設への供給ルートの確保という形で位置づけておまして、現在、補助事業などで計画的に緊急度や優先度を考慮して事業を実施しておまして、目標としては平成26年度を目標に、現在、施工中であるというふうになっております。

#### ○成田(祐) 委員

平成26年度ということで、開院するかしないか、開院した後にでも間に合うのであれば、やはりそれが一番いいわけですから、予算の関係や順序等はいろいろあると思うのですが、できる範囲の中で、建った後の病院が本当の箱物にならないように、それこそ一生懸命お金をかけて病院を建設するのであれば、何か起きたときにもしっかり使えるような病院にしていただけのよう、その辺もぜひ配慮していただいて、今後、水道の計画を遂行してもらいたいと思います。

#### ○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

---

#### ○中島委員

##### ◎海水浴場対策費について

一般会計の補正予算の海水浴場対策費について質問します。

137万3,000円の補正予算が計上されていますが、この内容について説明してください。

##### ○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

このたびの137万3,000円の補正でありますけれども、平成7年に、海水浴場対策委員会が市から起こしました借入金につきまして、市に対して債務返済を行うに当たっての市と海水浴場対策委員会とのお金のやりとり絡むものであります。

市は、市営銭函3丁目駐車場につきまして、条例に基づき駐車場料金を徴収しまして、必要な整備を行いながら運営を行っておりますけれども、駐車場収入から管理に係る経費を差し引いた収益部分を海水浴場対策委員会が借り入れた返済に充てています。つまり、車がたくさん入りまして、駐車場収入が増えるとともに管理経費を圧縮できれば、それだけ多く返済できるという図式になってございます。

市では、毎年、駐車場会計が確定した段階で、返済額相当分を補助金として海水浴場対策組合に交付しておりますけれども、今年は駐車場収入が当初予算1,300万円に対しまして137万3,000円増の1,437万3,000円になったことから、増収分であります137万3,000円を海水浴場対策費に増額補正して、さきの管理経費の圧縮分と合わせて、補助金の増額財源に充てるという内容でございます。



○中島委員

駐車場料金が多く入ったというのはわかりました。

管理経費が圧縮されたという話ですけれども、これは具体的にどういう理由で圧縮されたのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

主に委託料を圧縮し、減ったものでございます。駐車場の管理につきましては、業者に委託しました入札の差金もでございます。また、駐車場を囲っているさくが壊れた場合に修繕を行ったり、また、いろいろな穴があいたときに穴を埋めたりするような経費があるわけですが、駐車場に必要な管理につきましては、組合と十分協議の上、費用対効果を見極めながらやっております。そのため、最低限の工事経費を使って最大の効果を上げると、そこで経費を圧縮したところであります。

○中島委員

結果的に駐車場料金の収入が上がって、管理経費が削減になった分を合わせた318万円は、海水浴場対策委員会補助金として、市に返済するお金に充てることになるというお話ですが、市に返す当初計画の最初の額は幾らの予定だったのですか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

当初予算としましては、500万円を見込んでおりました。

○中島委員

そうすると、今回は、318万円が補助金として追加になって818万円になるのですが、先ほど答弁にあった平成7年の海水浴場組合のいきさつは、当時いろいろと問題になりまして、暴力団絡みの仕事で、市とのやりとりもいろいろとあって、結局、この工事については、市がいったんお金を全部貸し付けて後から返していく今のような形をとっているわけです。当時、小樽市が、その工事にかかったお金、借入金額の総額は幾らだったのですか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

1億4,600万円です。

○中島委員

そのお金は、毎年返還されてきたと思いますが、平成23年度に818万円を返還した後の残額は、幾らぐらいになりますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

平成23年度の残額見込みは4,085万9,385円です。

○中島委員

1億4,000万円を超える金額があったわけですが、平成7年以来、着々と返済が進んできたということだと思います。返済は、これまでも大体計画的に進んできたのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

残念ながら、この駐車場運営は、天候に大きく左右されるものでございますので、その年によりまして収入も大きく変わります。当初は順調に償還できていたのですが、償還額がゼロ円という年もございました。特に、平成16年度については、海浜の浸食が大変激しく、浜茶屋をセットバックしまして砂浜をならしたので、駐車場にとめられる台数が半分になってしまったため、そこからはかなり収入が減っておりますので、非常に厳しい状態でありましたが、経費の圧縮で何とか返済を進めているところでございます。

○中島委員

海水浴場の駐車場使用料ということでしたら、使える期間が決まっている中身ですから、そんなに大幅な増額は見込めないと思いますので、おっしゃったように経費の節減など、適正な管理が求められるものだと思います。ぜひ、4,000万円強をきちんと返すという計画を遂行していただきたいと思いますが、計画でいけば、あと何年ぐらい

で全部終わる予定でしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

先ほども申しましたが、かなり天候に左右される事業でございますので、一応の見込みとしては、毎年500万円ずつ返すということで考えておりますけれども、500万円でいけば10年、それがうまくいきまして600万円となりますと、7年になります。委員のおっしゃったように、経費削減に努めまして、できるだけ早く返済したいということで考えております。

○北野委員

◎並行在来線の経営分離について

新幹線誘致に関して、在来線の経営分離に同意することに我が党は反対ですから、それに基づいて若干質問をします。

本市議会では、2回にわたって新幹線促進建設を求める意見書が可決されております。市長をはじめ関係理事者は、当然この意見書がどういう内容であるかを承知していると思うのですが、改めてその内容についての認識を伺いたい。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

可決された意見書につきましては、いずれも新函館一札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成、二つ目といたしまして新青森一新函館間の早期開業、三つ目といたしまして公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地域負担の軽減と財源措置の充実強化について要望する内容となっております。新幹線の整備を促進するための意見書であると考えております。

○北野委員

その中には、在来線を経営分離しろということは一言も入っていませんよね。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

入っておりません。

○北野委員

この問題については後で質問しますが、平成19年第4回定例会に提出された新幹線の意見書案が自民党、公明党の賛成多数で可決された経緯を、理事者側はどういうふうに押さえていますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

平成15年の意見書につきましては全会一致でありましたが、平成19年の意見書につきましては、賛成多数で可決されたものであります。これにつきましては、函館本線の並行在来線はJR直営で残すという文言を加えることについて、会派間で意見が分かれたというように聞いております。

○北野委員

そんなに簡単に言われたらだめなのです。

項目はそうだけれども、平成19年第4回定例会で、自民党、公明党の賛成多数で可決されたときは、本日の委員会には来ていないけれども、現在の自由民主党小樽市議会議員会の会長である前田清貴議員が共産党に来て一緒にやりたいという話があったので、共産党としては並行在来線についてはJRの経営でやりなさいということを書いて、わかったということで文言の整理までやっていたのです。ところが、数日たって、全部御破算だと。理由は、とあるところからだめだと言われたと。それで、当時、古沢議員が山田市長に、あなたが圧力をかけたのではないかと聞いたら、おれはそんなことはやっていないと。そうしたら、あとは北海道しかないのです。だから、北海道が、当時から圧力をかけていると。副市長は、北海道から来た人ですから、すねに傷を持っていると。

それで、小樽市議会としては、並行在来線を経営分離してよろしいということは、機関意思としては一切決めて

いません。それを、この間、市長が慌てて総務常任委員会を開いて、おれは同意すると、ついでには意見を聞きたいと、こういうような短期間のやり方で経営分離について同意するということが自体に無理があると、私は思うのです。北海道は、小樽に関して言えば、議会に諮るまもなく、さあ返事よこせと、こういうことを小樽市に迫ること自体が問題なのです。小樽については、議会の意思を少なくとも丁寧に聞くと。それからもう一つは、JRの方針だと言われている塩谷、蘭島以降、小樽駅までは残すけれども、そこから長万部までは経営分離すると。そうすると塩谷、蘭島の住民の意見は少なくとも聞く必要があるのです。そういうまもなく、間を置かずに返事をよこせというのは絶対だめですから。私は、本定例会でも議論されていますから、少なくとも市長は、議会が終わったら塩谷、蘭島の方々から意見を聞く場を設けて、率直に意見を聞いた上で判断すると。少なくとも隣の余市町長はそのようにしているわけですから、最小限そういうことぐらいはやるべきではないですか。市長の見解を伺いたい。

**○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹**

確かに早すぎるという感じはありますが、国土交通省では、一月、二月の間に認可・着工の機運が非常に高まってきているためだと思っております。北陸や九州におきましては、既に沿線自治体で沿線分離について同意をとっているということもありまして、北海道におきましても、何とか札幌までの延伸を整備していただきたいといった思いから、まずは認可・着工をいただくために経営分離について同意していただきたいという形だと思います。

**○北野委員**

だからといって、市民や議会の意見を聞く余裕も与えずに返答を迫ってくる北海道のやり方には無理があるのだから、少なくとも市民の意見、議会の意見を聞く時間的な余裕を下さいということは、最小限言っているのではないですか。市長に聞いているのだから、主幹が市長に成りかわって市長みたいな答弁をするのうまくないですよ。

九州と言ったけれども、どこの区間のことを言っているのですか。

**○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹**

九州につきましては、諫早から長崎間でございます。

**○北野委員**

九州で、佐賀の肥前山口から長崎の諫早間については、20年間はJRの経営でやるということで同意したのではないですか。その先のほんの少しでしょう、諫早、長崎は経営分離すると。だけれども、四国側を回る路線を20年間はJRの経営でやるという返事に同意しているのです。これは北海道新聞の平成22年7月6日、道南版にきちんと出ています。承知しているでしょう。

**○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹**

九州新幹線の長崎ルートですが、たしか江北町と鹿島市が反対をしておりました。それで、平成20年に認可・着工になったのですが、その際には、20年間はJRで管理・運営しますという話になっております。ただ、上下分離方式といいますか、下の部分につきましては、長崎県と佐賀県が鉄道を維持する形になりまして、上の部分の管理・運営する部分がJR九州で行うという形で、開業後20年間につきましては、JRで管理・運営するという話を聞いております。

**○北野委員**

私がこの例を説明していただいたのは、そういう例もあるわけだから、隣の余市町が苦渋の選択を迫られそうな雰囲気ですけれども、やはり定住自立圏の隣のまちですから、小樽市長としても、全国のこういう、九州の長崎ルートの事例も引いて、何も国土交通省や北海道から言われたから簡単に、小樽から長万部までの経営分離はいいですということを軽々しく返事すべきではないと思うのです。これは、市長の意思一つで決まる話なのです。九州の長崎ルートで20年間もJRが経営することになっていて、これから先はどうなるかわからない、市長の言うように、5年か10年は大丈夫だと、その間に何とかというふうにおっしゃいましたけれども、その先の見通しも、新幹線がどうなるかということもわからないうちに経営分離だけを先に手形としてとっておくという不当なやり方は許せな

いと思うのです。

ところで聞きますが、これは政府与党の合意であって法律ではないということは指摘されて御承知だと思うのですが、どうしても、どうして政府与党間で、新幹線着工についてこういう合意を繰り返すのですか。

#### ○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

国土交通省がJRの経営分離区間をJRに照会いたしまして、JR北海道から同意を得ることが着工に当たっての条件の一つになっております。これは、新幹線の運行と並行在来線の維持という二重の負担をJRに負わせないようにするために、整備新幹線の認可・着工を決めるたびに確認されていることだと考えられております。

#### ○北野委員

だから、その背景には、旧国有鉄道ですよ。巨額の赤字が国鉄分割民営化のときに大きな問題になって、同じ国有鉄道なのに日本と欧州でどうしてこういう財政上の違いが出たかということが大きな問題になったのは、あなた方も承知していると思うのです。日本の場合は、全部国鉄が自賄いで線路や駅舎をつくっていったのです。欧州は、基本的施設については国家が金を出してやっていたのです。その違いなのです。

だから、今度の場合も、路線ですから、全国に張りめぐらされていれば赤字のところもあるのです。しかし、北海道はどんどん路線が廃止になって、今は大正時代に逆戻りしているのですよ、鉄道は。それぐらいひどくなっているのですから、この上また幹線道路である函館本線が経営分離されたら、有珠山の噴火のときではないけれども、どこを通過して輸送するのですか。そういう問題もあるから、小樽の役割は非常に大きいということで、これについては、また後ほど問題にしていきますけれども、そういう点を考えて、市長は軽々しく返事しないで、少なくとも市は塩谷、蘭島の方の意見を聞いてからやるようにしていただきたいという要望だけを述べて、次に移ります。

#### ◎平成23年度一般会計決算見込みについて

財政問題で伺います。

まず、一般会計決算見込み（一般財源ベース）の資料を出していただきましたので、これについて説明をしてください。

#### ○（財政）財政課長

この資料につきましては、平成23年度一般会計の現時点での決算見込みについて、一般財源ベースで示したものでございます。

上から順に、当初予算編成で生じた財源不足が、一般財源（財源不足）という欄の8億8,000万円です。この財源不足を隣の欄にあります他会計借入れで回収し、収支均衡予算を組んだということでございます。

次に、第2回定例会補正予算では、3億4,100万円の財源不足が生じたので、その手当てとして、22年度決算からある繰越金が生じるということを見込みまして、繰越金欄の①になります。3億4,100万円を充当したということでございます。なお、本年度は骨格年でありますので、第2回定例会補正の肉づけ予算による財源不足額3億4,100万円と当初予算の財源不足額8億8,000万円を合わせた12億2,100万円が今年度、年間を通じての財源不足額になります。

次に、第3回定例会補正予算ですが、1億7,700万円の収支不足額が生じたということで、これにつきましても、繰越金欄にあります②の1億7,700万円を充当したところございまして、同時に22年度の決算剰余金であります繰越金、③の11億8,400万円から①と②を除きました残りの6億6,600万円を財政調整基金に積み立てたということでございます。

その後、今回の補正予算で3,400万円の財源不足が生じたので、これについては財政調整基金の取崩しで対応したということで、現在、基金の残高につきましては6億3,200万円になっております。現時点の財源不足額8億8,000万円については、他会計からの借入れを充当する予定でございます。

なお、一番下にあります今後の変動要素でございますけれども、これは今後、財源不足の拡大あるいは縮小につ

ながると見込まれるものを記載しております。

#### ○北野委員

伺いたいのは、8億8,000万円はまだ借りていないわけですよね、借りるという議決はとっているけれども。それで、財政調整基金に6億3,200万円積んだと。仮に3月の第1回定例会で、いわゆる5定補正と言われているもので必要なものが生じたら、これは8億8,000万円を借りてとんとんにするということなのですか。それとも、6億3,200万円を取り崩して財源に充てるのですか。財源の運用はどういうふうにするのですか。

#### ○(財政) 財政課長

この資料の一番下に、今後の変動要素を記しておりますが、この中で増額要素として、自然の収入の減や除雪費の増加といったものが生じた場合については、現在の6億3,200万円ある財政調整基金を取り崩さざるを得ないというふうに考えています。

また、減額の要素として、不用額の精査ということも書いてありますが、そういった中で、ある程度財源不足の圧縮が図られることが見込まれる場合につきましては、現在、8億8,000万円借りることとしております借入金を何とか圧縮していきたいというふうに考えております。

#### ○北野委員

これは、市税収入の減とか、除雪費がどうなるかということもありますけれども、このところ不用額は毎年10億円以上も出ています。それは不用額を出すことを目的にしているのではないと弁解するけれども、あなた方が出せ出せと言うから不用額が出ているのです。いつだったか、大野参事が教育部長だったときに、図書館の新刊の図書購入をやめると圧力をかけて不用額にしたのですよ、当時の図書館長がそうやって議会で堂々と答えていたのです。そういう圧力をかけるのです。そして、不用額を出すのでしょうか。

だから、この不用額については、これから出てきた額については議論しなければならないけれども、不用額が例年どおり出たら、他会計からの借入れ8億8,000万円は必要なくなると私は思うのですが、見込みについてはどう見えていますか。

#### ○(財政) 財政課長

不用額の見込みにつきましては、ただいま各部に決算見込みについての照会をかけております。そういったものはやっておりますけれども、まだ出納閉鎖までかなりの期間もあるということで、今の段階での見込みはなかなか難しいところですので、全体の把握には至っておりませんが、なるべく不用額については、精査した上で5定補正予算、最終補正予算に反映していきたいというふうには思っています。

#### ○北野委員

課長は北海道から来て何年たつのですか。

(「2年です」と呼ぶ者あり)

2年でしょう。昨年の今ごろも、同じことを言っているのですよ。それは、歴代の財政課長が同じこと言うけれども、不用額は出るのです。そうしたら、8億8,000万円は何も借りなくても済むのだから、そういうふうにするべきだと思うのです。

それで、増額の必要に迫られたら財政調整基金の6億3,200万円を取り崩してと言ったけれども、そんなに増額しなければならない案件は出てこないと思うのです。今までの例でいっても、除雪費だって、何年か前の異常な降り方ときは4億円、4億円で合計8億円ぐらいですか、補正したこともありましたがけれども、ああいうことがなければ、場合によっては補正を組まないで済むということだってあるわけです。それから、市税収入の減だって、もう既に前年比を下回って予算を組んでいるのでしょうか。それなのに、さらに予算を下回るようなことが考えられるのかと。もし下回ったら、あなた方の予算の立て方が間違っていたということになるのですよ。どちらに転んでもあなた方は不利なのだから。

財政運営についての議論はあったけれども、どの会派の方々も、他会計からの借入れはできるだけするなど、早くなくしろというのが議会の意見ですよ。そうしたら、今私の言った方向で財政運営するのがいいと思うのですが、この財政調整基金の 6 億 3,200 万円は何が何でも平成 24 年度の財源に充てなければならないという決まりはあるのですか。

○（財政）財政課長

決まりといいますか、特に今年度の取崩しはだめだということはないと思います。

ただ、この基金の性格からいって、年度間の財政不足の調整を図るといった目的がありますので、現状で申し上げますと、先ほど私も説明した中で、今年度についても 12 億円程度の収支不足が生じているということもありまして、来年度についても恐らくその程度はそれを超えるぐらいの収支不足が生じるのではないかというふうに私は思っています。ですから、財政調整基金については、今年度はなるべく取り崩さずに、基金本来の目的に沿った形で来年度の収支不足に充てるという方向で考えていきたいというふうに思っております。

○北野委員

財源不足が 12 億円近くあるというお話で、新年度もそうだということですが、財政調整基金の 6 億 3,200 万円と不用額が 10 億円をはるかに超える分が出るわけですから、そうすると 8 億 8,000 万円を差し引いても、来年度の当初予算の財源不足は何とかなるのではないかと思うのですけれども、私のこの考えは楽観的ですか。

○（財政）財政課長

不用額自体は、ここ数年 10 億円を超える単位で出ています。ただ、その中には、特定財源が含まれているもの、ですから不用額が生じることによって歳入が入ってこなくなるという部分もありますので、そういったものを除けば、純粋な一般財源の不用額が黒字の要素になるのですが、昨年でいくと大体 8 億円ぐらいしかなかったと。それから、歳入は、平成 22 年度決算で言うと、逆に 3 億円伸びたということがあって、それで 11 億円の黒字が出たのですけれども、今年度につきましては、それほど不用額が出るのか、それとも歳入が伸びるのかということが、ちょっと今の段階では見込めないということがございまして、決して楽観ということではないのですけれども、やはりある程度財政運営をしていく上で、きつめに見ておくということが大事なのではないかというふうに思っております。

○北野委員

◎臨時財政対策債の各年度における償還額と基準財政需要額算入額比較について

次に、臨時財政対策債の資料についても簡単に説明してください。

○（財政）財政課長

この資料につきましては、地方交付税のうち、普通交付税の振替分として発行した臨時財政対策債の元利償還額と、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額に臨時財政対策債の元利償還分として算入された額を比較した表でございます。

表の左側から、その年度の発行額、順に元利償還額が A、基準財政需要額算入額が B。A に対する B の割合、A と B の差額というつくりになっています。

臨時財政対策債につきましては、今年度において、元利償還金が基準財政需要額に算入されるということで、実質的な地方交付税と言われているところではありますが、この資料は、年度ごとに比較を行ったものでありまして、ごらんのとおり、平成 18 年度の発行分までは基準財政需要額の算入額が実際の元利償還額を上回っておりますけれども、19 年度の発行分につきましては、その逆になってございます。合計では 23 年度の発行予定分を含めまして実際の元利償還額が約 43 億 3,600 万円であるのに対し、基準財政需要額の算入額は約 39 億 1,600 万円で算入率は 90.31 パーセント、A と B の差は約 4 億 2,000 万円になっております。

### ○北野委員

普通、元利償還は交付税で見るのだから、この差額は出ないことになっているはずですよ、建前は。それなのに何でこういうふうに、差額と言うけれども、これは小樽市の負担になっているのです。どうしてこういうふうになるのですか。

### ○（財政）財政課長

あまり細かい分析はできなかったのですが、基準財政需要額に算入される額は、臨時財政対策債の年度ごとの発行額に国が示す一定の率を乗じた理論償還額が算入される仕組みになっております。この率につきましては、利率をどう見ているかといった詳細な分析はできなかったのですが、償還の前提となる償還期間については、3年据置き20年償還を前提にして、国は理論計算をするということになっております。

一方、本市の実際の借入れに係る償還期間でございますけれども、公的資金については3年据置き20年ですが、民間資金についてはおおむね15年で、償還期間の差が、現在点での元利償還額と基準財政需要額の算入額との差になっているのではないかと考えているところでございます。それで、償還期間が15年のものにつきましては、実際の償還が終わった後も基準財政需要額への算入が20年間続くこととなりますので、最終的にはそれぞれの金額が一致するのではないかとというふうに考えております。

### ○北野委員

私も楽観的に見ているけれども、課長はもっと楽観的だね。最終的には、15年償還と20年償還の差があるから、今は市の負担になっているけれども、最終的にはきちんと15年で終わっても20年分、5か年間はそれぞれ出てくるから、それはもう丸もうけだ。だから、最終的には帳じりが合うと。だから、あなたの言うのは、元利償還について、返済については最終的に帳じりが合うということなのですが、私は疑問があるから、何年にどこから借りたのか。政府資金の場合は、統一されていますけれども、民間から借りる場合は、入札をかけて金利の安いほうでやっているのでしょうか。それを一つずつ出していただいて、3年据置き15年償還で、実際はどうか、それから国の計算ではどうかというのを示していかないと信用できないですよ。だから、そういうことで、報告は1月が済んだからになると思うけれども、きちんと計算して、資料をつくっておいてください。国の計算は信用できないと私は言っているのだから。あなたは、北海道から来た方かも知れないけれども、ずいぶん楽観的に心配ありませんということをおかしいですから、私はそういう心配があるということだけ申し上げて、終わります。

### ○（財政）財政課長

国の率がどういった形で設定されているのかというのがよくわからないので、市の借入れについては、それは全部積み上げていけますけれども、国の分析がなかなか進まないということでも、なかなか難しいところですが、確かに委員がおっしゃっているように、これが地方の負担になるのではないかと御心配だと思います。こういったものについては、これまでも全国市長会で、これまで発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、確実に財源措置を講じるように、ずっと要望してきております。11月に、全国市長会でも、こういった提言を取りまとめ要望を行っておりますので、細かい分析まで示すことができるかどうかは別としまして、こういった要望は行っておりますし、そういった心配を私も持っておりますので、その点を御理解いただきたいと思います。

### ○北野委員

私と全国市長会と意見が一致しているんでしょう。国を信用していないから、そういう意見書を出すのでしょうか。

（「そうではないですけども」と呼ぶ者あり）

あなたが何を言おうと、私は変わらないですよ。これで終わります。

### ○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時53分

再開 午後 3 時08分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

○酒井委員

◎消防団の活性化について

消防団の活性化について、お聞きしたいと思います。

まずは、消防団の主な活動内容についてお示しいただけますでしょうか。

○（消防）主幹

消防団の主な活動という質問ですので、消防団の毎月の活動についてお答えいたします。

消防団には1分団から18分団までございます。毎月10日を「防火の日」と決め、毎月開催の分団長会議の結果報告と、各分団管轄区域の防火夜回り、各種機械・器具の点検整備等を行っております。

次に、年間の訓練状況についてですが、2月から10月まで、輪番制も含めほぼ毎月訓練を行っております。2月は文化財防火デーの火災防火訓練への参加、4月は春の火災予防運動、火災予防訓練への参加、5月には春の合同訓練と申しまして、隣接の分団の2個ないし3個の分団との合同訓練となっております。6月には、林野火災の合同訓練、団員の放水訓練、それと土砂災害防災訓練、これにつきまして本年は蘭島地区で実施しております。最後に、危険物の油槽所等の火災予防訓練に参加しております。7月には、団員放水訓練、常備消防隊との合同訓練、合同訓練の内容については、消防車両からの資機材の搬送や車両からの放水訓練等の実施をしております。9月は小樽市総合防災訓練への参加、それと消防団最大参加人員の秋季合同訓練、これは団員が一堂に会して実施してございます。10月に入りまして、秋の火災予防運動訓練、火災防火訓練に参加をしております。また、これらの訓練のうち、全団員が参加する訓練は、春季合同訓練と秋季合同訓練になってございます。

訓練以外では、1月開催の消防出初め式、潮まつりでの花火大会の警戒警備、歳末特別警戒、これは12月10日から31日までとなってございますけれども、その期間における防火夜回り等を実施しております。

○酒井委員

現在、小樽市内の消防団員には何人いて、その中に女性団員は何人いるのか、その辺についてお聞かせ願えますでしょうか。

○（消防）主幹

現在の団員数でございますけれども、500名のうち女性団員は70名となっております。

○酒井委員

全国的に消防団員が減っているという話なのですが、過去5年間の推移を見たときに、小樽市として減っているのか、増えているのか、その辺についてはどうでしょうか。

○（消防）主幹

団員数の推移でございますけれども、過去5年間でそれぞれ12月1日現在で申し上げますと、平成19年472名、20年495名、21年488名、22年も488名、本年12月1日現在で500名となっております。19年からですと28名の増加となっております。現在の条例定数が514名でありますので、定数に近い団員数が理想ではないかと考えるところでございます。また、団員の増加に関しては、これからも各分団の御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。



○酒井委員

毎年、定年で団員をやめていく方、それから入ってくる方という形になると思うのですが、団員の募集の対策について何かあればお示しいただけますか。

○（消防）主幹

消防団員の募集方法、対策等でございますけれども、団本部としましては、小樽市の人口減少と高齢化率を考えますと、非常に厳しい状況での増員計画であります。少しでも長く活動していただくことを考えますと若い団員を求めることになりまして、市内の大学への勧誘、事業所への働きかけなど、直接伺って実施をしているところでございます。また、広報誌、ホームページ上での団員募集も引き続き実施している状況でございます。

また、各分団としては、以前から、自分が退団するときはできるだけ新団員を紹介してほしいというお話をされていること、またさらに団員自身の知人や友人を誘っていただくなどの活動で対応していると聞いております。

○酒井委員

例えば、実際に火災になったときに、後方支援という形で団員が現場に出向くと思うのですが、その際には放水をするのですか、その辺についてはどうなのでしょう。

○（消防）主幹

消防団員の火災現状での活動等でございますけれども、数年前まで消防団員は火災現状で警戒線を設定する、被災住民の保護ですとか、使用したホースの撤収作業など、後方支援的な活動が中心でしたけれども、最近の消防団につきましては、後方支援活動のほかに、火災の状況によって路上からの放水作業、建物の破壊活動の補助、残火処理まで、常備消防と変わりのない活動を展開しており、団本部が計画する訓練だけではなくて、各分団独自の放水訓練等が必要ではないかと、また実際にその訓練を行っている状況でございます。

○酒井委員

先日的一般質問で防災にかかわる部分で答弁をいただきまして、消防団員の御協力を得て周知徹底をしていくという部分から考えても、やはり消防団の方々の活躍が今後も期待されると思いますので、引き続き環境整備をお願いしたいと思います。

---

○山田委員

◎新立病院建設の入札形態について

今回、新市立病院建設の入札に関しては、道でも同じような発注形態がされているようです。

11月16日には道の発注工事において、最低制限価格と落札価格の差額1,000円以内の工事が前年度より増えたという新聞記事が載っておりました。最初に、今回のような道の発注形態は、どのような形態なのかお示してください。

○（財政）契約管財課長

北海道においては、総合評価方式といいまして、価格のみでなく、その工事受注者の会社規模や地域貢献度などを配慮した点数を加味してやっている工事をメインでやっております。

○山田委員

今回、本市の新市立病院については、総合評価方式ということで聞いております。

その新聞報道によると、道の発注工事で最低制限価格と落札価格が1,000円以内の差額で落札された工事は、2009年度が5,390件のうち308件で5.7パーセント、2010年度では5,112件のうち563件で11パーセントに増えているという数字があるわけです。こういうことを見ると、やはり情報の漏えいを疑ってしまうわけなのですが、まず、本市の500万円以上の契約件数が何件あるのか、また、情報が漏れたとういうことがあったかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）契約管財課長

平成23年度ですが、契約管財課扱いの発注工事は、64件ございます。そのうち最低制限価格と1,000円以内の落札は8件、12.5パーセントです。22年度においては、契約管財課扱いは65件、そのうち最低制限価格と1,000円以内の差額の件数が10件、15.4パーセント。21年度の契約管財課扱いは73件あり、最低制限価格と1,000円以内の落札が10件になっておりまして、傾向としましては、毎年、大体10件前後あるという形になっています。

○山田委員

どういう要因があつて最低制限価格と1,000円以内での落札になるのか、その点をお示し願いたいと思います。

○（財政）契約管財課長

小樽市におきましては、予定価格を事前に公表しております。予定価格は、基本的には設計金額とほぼ同額という形になっていますし、算出基礎となる単価関係は、北海道の道単価を使っております。ちょっとグレーゾーンの部分である小樽市の独自の見積価格が一部に入るのでありますが、それは公表しておりません。その部分を公表していれば、業者も勉強してぴったりの金額を当てられると思いますが、そのグレーゾーンがありますので、なかなかぴったりの数字にはなっていないというのが現状です。

○山田委員

今のこういう業者数も、こういう時代で減っていないということも一つの要因かというふうに私も考えているのですが、業者の数的には、今、どういう状況でどういう競争があるのか、お示していただければと思います。

○（財政）契約管財課長

業者の数といいますと、小樽市の場合、条件付き一般競争入札をやっております、工事の規模によって経営審査事項等に基づく総合審査評点が、何点から何点の業者の方は参加できますよという条件を出しています。そして、平均した数字というのは、ちょっと今、手元にございませませんが、それらの入札においても5社から6社ぐらいは参加されておりまして、工事規模によっては最低制限価格の近いところで競争するケースもありますし、90パーセント以上のところで競争するケースもあります。

業者の件数となりますと、大体一つの入札については、平均五、六件ぐらいは参加されていると思います。

○山田委員

そういうことで、相当に厳しいということがあるという気はしています。

もし今回の総合評価で同点になった場合には、判断基準をどこに持っていくかというのが私もちょっと気になるところです。例えば、その総合評価であるのか、皆さん集まってくじ引きをするのか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

○（財政）契約管財課長

市長部局では、まだ総合評価方式は採用しておりませんので、ほかの市町村というか、札幌市などの場合ですが、総合評価の結果で同じ点数があつた場合でくじ引きをしたというケースが出たということは聞いております。ただ、くじ引きがないような形で、係数を掛け合わせたら出るような仕組みにして、全く同じであればそうなのですが、どこかの数字が違えば、まず同じになるケースはないだろうというやり方もございます。旭川市は今年あたりから、前段で総合評価をやつて、2段階で金額競争をさせるというやり方を始めたようです。いろいろなやり方は、これからは各市で検討してやっていくと思いますが、小樽市においては、今、実績がないもので何とも言えない状態です。

○山田委員

道では、入札監視委員会など設けて、そういうような調査もされているようです。

本市でも、そういった部分については、専門委員会がありますので、その点についても厳正にして、入札については頑張っていただきたいと思います。

### ◎夜間急病センターの役割について

次に、夜間急病センターの役割について、何点かお聞きいたします。

先般の委員会でも、夜間急病センターの駐車場のお話がありました。私のところにも、そういうことであれば敷地などの協力をしたいとお話もお聞きします。

まず、夜間急病センターの設計の進捗状況についてお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（保健所）保健総務課長

夜間急病センター建設にかかわります進捗状況についてですが、3回の医師会との協議会を終えた後、現在の土地の所有者であります北海道龍谷学園との売買交渉等の前段のお話、また地元町会との説明会等を開催いたしました。一定の御了解いただいているところでございます。そういった経過を踏まえまして、今回の第4回定例会において、土地の買取りの金額、また地質調査の委託料、また実施設計の業務委託料についての補正予算を上げているところでございます。

駐車場につきましては、我々も計画している段階で、利用される方々の駐車場として、10台程度の駐車場があればといった一つの希望があったわけですが、決して広くて余裕がある場所ではございませんので、10台というものなかなか難しい状況にあるというふうに考えております。これに関しましては、全く駐車場がないというわけにはいきませんので、向かいに市立病院の駐車場があり、病院は昼に利用するわけですし、夜間急病センターは当然夜の使用になり、利用形態が逆転する形になりますので、市立病院に協力を要請した段階では、利用することについては差し支えないといったお話を一定程度いただいておりますので、駐車場確保については、そのような格好で進めてまいりたいというふうに思っています。

#### ○山田委員

そういう点では心配ないということで、一安心しました。

今の夜間急病センターに設置されている医療機器についてですが、どのようなものがあって、さらに今、診療している段階で、他の医療機関で代替している機器の導入に関して何かあればお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（保健所）保健総務課長

現在の夜間急病センターに設備されている医療機器ですが、大きくはレントゲンを撮るエックス線の装置、あとそのほか自動現像機、人工呼吸器、心肺蘇生装置といったような機械が設備されているところでございます。

今、委員の御質問にあった他の医療機関での代替えといったものは、断層撮影をするCTの機械だと思います。この機械につきましては、現在、夜間急病センターの中で用意されているものではないために、CTを使う必要がある患者の処置につきましては、併設をしております済生会病院に機器を借りて診察等をしていると聞いております。そして、CTの設備につきましては、単独型で設置をするといったことが決まってから、医師会からもCTの設置を要望されておりますので、今後、来年以降、夜間急病センターを新設する際には、CTの機械の導入等も考えていかなければならないと考えております。

#### ○山田委員

今回、指定管理者である医師会と3回の会合を持ったということですが、医師会からはどのような要望があったのかもお示し願いたいと思います。

#### ○（保健所）保健総務課長

設備等についての御要望について、3回の会合の中でいろいろな話が出てまいりました。第1回目は、場所を決めるための協議の打合せだったのですが、現在の市立病院の看護師宿舎跡に夜間救急センターを建てた場合、どのようなものになるのかといったシミュレーションを示してほしいといった要望がある中で、第3回目には、建設部の協力を得ながら、一定程度のそういったものを示しました。その中で、何点か要望があり、一時的な処置が終わった患者の経過措置、点滴等をやっているという観察室について、広さを倍程度に拡充してほしいといったこと。

また先ほど説明いたしました、CT室の設置を考えますと、CT室、レントゲン室を並べて設置し、間に共通の操作室を設置してほしいということ。新型インフルエンザ、SARSといった感染症の発生時に、夜間急病センターの中に真っすぐ入っていくのではなくて、一時的に玄関付近で症状を監視する隔離室的なスペースの設置をしてほしいといったこと。今回、単独型になりますので、これまでは併設していた済生会病院にいろいろなお世話をいただいているわけですが、そういった中でも夜間急病センターのいろいろな仕事をする管理者室といったようなスペースがほしいといった要望が上げられております。

**○山田委員**

最近、厚生労働省でも、勤務医については、当直明けの外科的な手術は事故予防のためにしない、させない、そういうように聞いております。できましたら、そういうようなことも含めて、夜間急病センターでは、医師、また患者のニーズに応じたゆとりのある施設づくりをしていただきたいと思っております。

**○濱本委員**

**◎夜間急病センターについて**

夜間急病センターのことで、1点聞かせてください。

既存の夜間急病センターがそのまま移設されるということで、例えば夜間急病センターの診療科目だとか機器設備のことは今聞きましたけれども、将来的な拡充の部分で必要のあるものは、もう今のところはないという認識でしょうか。

**○（保健所）保健総務課長**

現在の夜間急病センターが担っている診療科については、内科、外科、小児科の3科を主に運営をしてきているわけですし、いろいろな機能の見直し等については、これまでも医師会と当市で協議をさせていただいておりますが、診療科機能等について、これを変更するといったようなものについては、今のところ考えておりません。

**○濱本委員**

医療行為というのは、医師会と歯科医師会の二つがあるのですけれども、例えば歯科医師会からの何らかの要望というものはないのですか。

**○保健所参事**

夜間急病センターの事務が少しふくそうしておりますので、保健所でも手伝わさせていただいております。

今、歯科医師会のお話でございますけれども、医師から、夜間急病センターが新設されるに当たって、例えば歯科の夜間診療を併設することが法的に可能かどうか、あるいは設計についてそれが可能かどうかというお問い合わせがありました。その前提となります医療法ですとか医療計画、あるいは地方自治法での公の施設の管理あるいはその管理委託についての法的なことについての説明を聞きたいというお話がございましたので、本定例会が終わり次第、歯科医師会に伺いまして、現在の夜間急病センター、これから独立型になる夜間急病センターの機能がどういうもので、それについて法律の制限にはどういうものがあるかということについて説明を差し上げたいと思っております。

他市においては、夜間の歯科の救急、あるいは休日についてのいろいろな形があるわけですが、それについて小樽市歯科医師会でも一定のお考えがあるようですので、それが実現可能かどうかについて、私のところで相談を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○濱本委員**

歯が痛いのもなかなか我慢できないところもありますし、夜間診療も大分やってはいるようですけれども、結構遠かったりする部分もありますし、将来的な検討課題として少しお考えいただければありがたいと思います。

**◎新年度予算編成について**

では、新年度の予算の編成について伺いたいと思います。

代表質問でも、上半期の執行状況について質問をさせていただき、執行の状況についてはいろいろと御答弁をいただいたのですが、実際問題、上半期の要は歳出を執行した上での不用額は、上半期が終わった時点で積算はできていたのでしょうか。

○(財政) 財政課長

不用額の見込みということですが、先ほど北野委員の御質問にも答弁させていただきましたとおり、今、決算見込みを各部に対しては照会をかけているという状況でございます。これから年度末あるいは出納閉鎖に向けて精度を高めていくというふうに思っておりますけれども、これはすべて手作業でやっております。それで、委員への代表質問の答弁でも若干触れさせていただいたのですが、今後、新たに財務会計システムをつくるということで、今回の補正予算にも債務負担行為を上げさせていただいているわけです。

この財務会計システムにつきましては、平成24年度中に開発をして、25年度の予算編成に間に合うようなスケジュールで考えておりますので、このシステムが活用できるようになれば、早ければ平成25年度からということになりますけれども、そうなれば執行状況ですとか、あるいは不用額の見込みをタイムリーに示すことができるようになるのではないかと思いますので、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

○濱本委員

財政状況が非常に厳しい中で、その都度、四半期ごととは言わないですけれども、上半期、下半期、せめて半期ごとぐらいにリアルタイムで、今、実際にどうなっているのか、入るお金がどうなっている、出ていくお金は予算に対してどうなっている、不用額は幾ら発生しているということがわからないと、結局、上半期が終わった後に、下半期で何かを新しくやりたいといってもお金ないということで、お金がないからできないみたいなことにもなりかねないと思うので、平成25年度に期待しております。

次に、今年度は財政調整基金を取り崩さないというふうに市長から御答弁をいただきました。新年度の中では、これを使わざるを得ないだろうというお話もいただいておりますけれども、結局この財政調整基金を単なる新年度の収支の穴埋めとして使うのか、そうではなくて、市長が本当の自分の予算を組む上で、新たな政策を実施する上での財源としてお使いになるつもりなのか、その点についてはいかがですか。

○(財政) 財政課長

財政調整基金の活用ということでございますが、今後、来年度の予算編成について本格化させていくことになっておりますけれども、その作業では、限られた財源の中で選択と集中といった観点から事業の取捨選択ですとか、あるいは計数の整理といったことも行ってまいります。その結果次第ということにもなりますが、本年度予算をベースに考えまして、来年度についてもある程度の収支不足が生じるのではないかとというふうに思っております。

したがって、これから政策的な経費も含めて来年度に実施が必要な事業の精査を行ってまいります。その結果生じた収支不足額に対する財源として、財政調整基金を使っていきたいというふうに考えておりますので、ただ収支の不足に補てんするというだけではなくて、そういった政策的な経費への財源充当ということを念頭に置いた上で考えております。

○濱本委員

そういう形が平成24年第1回定例会で見えるように期待しております。

◎市長と教育委員の意見交換会について

新年度の予算に関して教育関連の予算のことで伺います。これも代表質問で教育長から御答弁をいただきました。教育委員会には予算編成権がない、ただし市長は教育委員会の意向をよく聞くようにということなのです。教育長からは、意思疎通を図ってというふうに聞きました。地方自治法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律で言う教育委員会というのは、教育長のことではなくて、5人で構成される教育委員会のことだというふうに私は理解

しております。そういう意味でいきますと、教育委員会の現状に関する調査を文部科学省が毎年やっていますけれども、この中に教育委員会と首長との連携という項目があります。その中で、教育委員会と首長の意見交換会の開催というのがアンケートの結果として出ています。市町村においては、64.8パーセントが開催しており、1回以上が25.8パーセント、2回以上が6.4パーセント、3回以上は3.0パーセント、全国の市町村の教育委員会において、こういう状況です。

初めに、小樽市ではどうでしたでしょうか。かつての時代に、教育委員会の委員の皆さんと市長との意見交換が実施されたことはありますでしょうか。

#### ○教育部長

教育委員と市長との意見の交換の場という設定でございますけれども、教育委員長で市長と時間をつくっていただいて、特に新年度の予算要望の部分で、教育委員会の重点的なものについての話をして意見交換をするという場を例年設定しております。たまたま平成22年については、改選期ということもあって、22年度中の開催はなかったのですけれども、例年そういう場の設定はしてございます。

#### ○濱本委員

私があえて言ったのは、教育長と市長ではなくて、教育委員全体と市長との懇談は必要なのではないかと。それは、教育委員を任命するときは、市長が議会の同意を得てやるということですから、任命しっ放しではないだろうと思うのです。委員となって、皆さんどうですかという意見をやはり聞かなければならない。それから、教育委員会の役割というのは、教育行政における重要事項や基本方針を決定するというふうに、決定したもの、そのプロセスも含めて、やはり市長と意見交換をすべきなのではないかと思うのです。教育長は、そういう意見交換について、この予算特別委員会の2日目でも前向きな御答弁をいただいたというふうに私は理解しているのですけれども、市長は教育委員会委員の皆さんとの意見交換みたいなものについていかがですか。

#### ○教育部長

先ほどの答弁で、教育委員長が予算に関して市長と意見交換をしているというのが定例化していると申しましたけれども、教育委員全員が出席して、予算に関しての意見交換を毎年、定例化してございます。

#### ○濱本委員

そういう意味で私は、少なくともせめて年に2回程度は、予算とか決算も含めて市長と教育委員の皆さんがお話をされるのが、このまちの教育行政をさらに進める一歩になるのではないのかというふうに思います。意思疎通のない組織は、絶対に衰退することだけははっきりしているので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

#### ◎幼児教育の推進について

それから、市長も、いわゆる教育力だとか、学力の向上をうたっていらっしゃる。また、市長の公約には、保育所施設や民間の保育への支援などの子育て環境の整備に努めますということもおっしゃっている。教育長も、当然学力向上のことはよくおっしゃっている。

昨年の全国学力・学習状況調査で言われているのが、小学生の学力調査をやったときの属性を調べると、幼児教育の経験、いわゆる幼稚園、保育所の経験のある子供たちの正答率を見ると、幼稚園出身の子供たちの正答率が一番高く、次に、保育所の出身だ。その次が、どちらにも通っていなかった子供たちだということが、文部科学省の報告にも出ています。小樽には市立保育所はありますけれども、残念ながら市立幼稚園はない。学力の向上を実現するための根本の部分で言えば、そういうところにも支援をしていかなければ、最終的な学力の向上も結局望まれない、実現できないと思うわけです。今で言うと、来年4月に1年生になる子供たちの60パーセント弱ぐらいが市内の15の幼稚園に通っていますが、そういう意味では、この学力の向上を実現するために幼稚園に対する助成、補助に関しても、決して潤沢な状況ではないことはだけははっきりしています。学力向上の意味からも、そういうものに対する支援を考えた予算もどうかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

### ○（教育）学校教育課長

幼児教育の推進事業費ということで申しますと、補助金等の支出を行っています。例えば私学振興補助金、これは幼児 1 人に対して現在4,500円の補助を行っておりますし、それから保護者の経費負担ということを考えますと、幼稚園の就園奨励費という形で、これも国の基準に合わせた形で入園料、保育料の助成をしているという形になっていますので、こういった部分についても、新年度に向けて予算の要望をしたいというふうに教育委員会としては考えているところでございます。

### ○（教育）指導室長

委員からお話しのありました学力という点につきましてですけれども、教育委員会として支援できる部分というのはあると思います。

まず、基本的に幼稚園教育につきましては、委員も御存じのように、幼稚園教育要領に基づいて行われているということで、教育の基礎を培うという大変に重要なものがあります。保育園につきましては、平成20年度ですか、このときに改正されまして、教育の部分も担うという形になっております。そういうことを踏まえて、まず各小学校において、これまでも申しておりますけれども、小学校と幼児教育が連携するという部分では、引継ぎの部分をしっかりするという。それと、幼稚園、保育園と小学校が、行事の部分で交流活動をしっかりやるということ、こういうところをまずは定着させていながら、特に小1プロブレムという問題もございまして。そういうところも非常に重要な問題でございまして、特に学力につきましては、今、学習意欲というのが一つの新しい学力の観点になっていますので、そのようなことで、子供たちの学ぶ意欲が高められるように、その面でまずは取り組んでまいりたいというふうに思っております。

### ○濱本委員

もし市立の幼稚園を持っていたら、小樽は今の予算以上にたぶんお金を使っていると思います。市立の保育所にかけているいろいろな経費を積算していったときに、では同様に、例えば一つ市立の幼稚園を持っていたら、もっとお金がかかっているはずだと思います。それから、もし市立の幼稚園があれば、モデルとして学校との連携もたぶんもっとうまくできたのかもわかりませんが、研究のためにも。でも、現実問題はないわけですから、そのないことを前提にしながら、これからもぜひともきめ細やかな対応をしていただきたいと思います。教育長から何か御答弁があればお願いをして終わりたいと思います。

### ○教育長

幼保連携、又は幼小・幼保連携というのが、最近とみに注目を集めているということがございます。

ただ、現実には、委員の御指摘のとおり市立がないということで、私立と公立教育ということでありますから、その辺の連携はやはりかなりの溝があるというふうに私も考えておまして、ただ、そのことの重要性は、認定こども園だとかという形で、厚生労働省の中でも文部科学省と連携をとりながらやるようになっておりますので、その辺の連携を十分につなぎながら教育に取り組んでいかなければならないという認識でおります。いろいろとさまざまな分野で本年は幼稚園と小学校の連携事業も出てきておりますので、その辺に力を入れてまいりたいというふうには考えております。

### ○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時50分

再開 午後 4 時13分

## ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

## ○中島委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号平成23年度小樽市一般会計補正予算及び議案第16号小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、否決の討論をします。

詳しくは本会議で述べますが、一般会計補正予算のうち、児童福祉総務費に認定こども園整備事業費補助金が計上されています。

小樽市で初めて開設される認定こども園で、幼稚園と保育所の両方の役割を持つ施設です。従来の認可保育園と違い、入所申込みは市を通さず園に直接申し込むことになり、保育料や月謝は徴収も含めて施設の責任で行われます。今回の事業主は、市内で桂岡幼稚園を運営してきた学校法人であり、質問の中では、市の保育所料金と同額に設定し、入所実態も市当局と情報交換をしていることがわかりました。

しかし、市の保育料減免制度が適用になるのか、幼稚園と保育所の同一経営で運営上の問題はないのか、不明な点も少なくありません。認定こども園の設置により、市町村が保育実施責任を負う現行保育制度に例外が持ち込まれることになり、公的保育制度の解体に道を開くことになり、反対です。

また、小樽市は、認定こども園の設置を理由に、銭函保育所の建設計画を 2 年先送りする方針ですが、これは撤回し、必要なら定員の見直しを図り、予定どおり銭函保育所を建設することを求めます。

次に、社会教育費の水泳教室開催経費ですが、平成19年に駅前の市営プールが廃止され、高島小学校温水プールが代替で利用されてきました。今回、そのうち水泳教室事業を市内中心部にある民間プールに委託事業として移行するものです。

しかし、質問の中では、水泳教室利用に対するアンケート調査の開催場所の希望が全体の57.5パーセントが高島小学校温水プールを希望しており、市内中心部は37.5パーセントでした。また、高島小学校温水プールの水泳教室の指導員、監視員、計 7 名の嘱託職員を解雇して、民間事業者へ委託するということです。

対象となる施設で従来の水泳教室を実施することに問題はないのか、指導員や利用者の声を十分に聞く必要があると思います。市内中心部で水泳教室を開催することは、利用者の要望にこたえるもので、これ自体に反対するものではありませんが、利用者アンケートでは、高島プールの希望も多いこと、7 人の嘱託職員を解雇するといえます。指導員は 3 人とも 20 年以上勤務してきた 40 代、50 代の方々と、劣悪な雇用情勢の下で今後の就職先が確保できるのか、これらの問題があり、賛成できません。希望者が多いなら、高島小学校温水プールの水泳教室も続けていくべきです。

また、議案第16号は、過疎地域自立促進市町村計画に項目を加えるものですが、認定こども園を含んでおり、賛成できません。以上、各会派議員の皆さんの賛同を訴え、討論とさせていただきます。

## ○成田（祐）委員

一新小樽を代表しまして、議案第 5 号病院事業会計補正予算に否決の討論を行います。

以前から長い間にわたりまして、新市立病院に関する規模、予算、予定額等を再三にわたり質問させていただきましたが、残念ながら納得できる回答をいただけませんでした。病院が負担なく建てるのであれば大きな規模で建てるのか、そういった部分で負担がなければいくらかもお好きなものをつくっていただいていたのですが、少なくとも市民にとって負担が生じるものであるということ、そして、その中でやはり人口動態に関して明確な、納得できる説明がされなかったということが大きな点としてございます。病院局としては、先のことはわからないという答弁で終始逃れておられましたが、わからないものに関して予算をつけてやっていくということは、これは当然ながら認めていくことにはなりません。それがまず 1 点目です。それに関してしっかりとした将来的な予測、



若しくは札幌からの需要があるのであれば、そういったものをしっかり指標に表して提示していただきかった、その努力が私は足りなかったというふうに思っております。

2点目は、やはり建設費の高さという部分が非常に目につく点です。済生会病院は、今回、12月に着工したのですが、落札額が35億円だったそうです。なぜ4分の3程度の病院が35億円でできるのに、小樽の新市立病院は90何億円という箱代をかけて建てるのか、ここに努力が見えたというふうには思っておりません。非常に高上りの金額で、民間と比べていかにしっかりしたものをつくらなければいけない公立病院といえども、この金額の差を無視して推し進めることは到底理解できないものと考えております。

以上の理由により、議案第5号病院事業補正予算については、もう一度しっかりと見直しをしていただきたく思い、否決の討論とさせていただきます。詳しくは本会議で申し述べます。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び第16号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

#### ○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第5号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

#### ○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたり、市民の目線で本当に熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも濱本副委員長をはじめ各委員の皆様、そして市長をはじめ理事者の方々の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くしませんが、委員長としてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。